

地方独立行政法人長崎市立病院機構定款

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 組織

第1節 役員及び職員（第7条－第12条）

第2節 理事会（第13条－第16条）

第3章 業務の範囲及びその執行（第17条－第20条）

第4章 資本金、出資及び資産（第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、長崎市における医療の提供、医療に関する研究、技術者の研修等の業務を行うことにより、市民の立場に立った質の高い医療を安全かつ安定的に提供し、もって市民の生命及び健康を守ることを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人の名称は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、長崎市とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の事務所の所在地は、長崎市新地町6番39号とする。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

第2章 組織

第1節 役員及び職員

(役員の数)

第7条 法人に、役員として、理事長1人、副理事長2人以内、理事6人以内及び監事2人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定める順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長があらかじめ定める順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務の監査その他の法に規定する職務を行う。

(役員任命)

第9条 理事長及び監事は、長崎市長(以下「市長」という。)が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、2年とする。

- 3 監事の任期は、法第 15 条第 2 項本文の規定による期間とする。
- 4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第 1 1 条 理事長、副理事長及び理事は、監事と兼ねることができない。

(職員任命その他職員に関する事項)

第 1 2 条 法人の職員は、理事長が任命する。

- 2 法人の職員の職の種類、職務及び任命その他法人の職員に関する事項については、法人の規程（以下「規程」という。）で定める。

第 2 節 理事会

(設置及び構成)

第 1 3 条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

(招集)

第 1 4 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、理事長以外の理事会の構成員の 3 分の 1 以上の者又は監事が会議の目的たる事項を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第 1 5 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、理事会の構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した副理事長及び理事の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 法の規定により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
- (2) 年度計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) 規程の制定又は改正（軽微な改正を除く。）若しくは廃止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要な事項

第3章 業務の範囲及びその執行

(病院の設置及び管理)

第17条 法人が設置し、及び管理する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6番39号

(業務の範囲)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療を提供すること。
- (2) 医療に関する研究を行うこと。
- (3) 医療に従事する技術者の研修を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- (5) その他法人の安定的な運営に資する業務を行うこと。

(緊急事態への対処)

第19条 法人は、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている事態又は公衆衛生上の重大な危害が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急の事態（以下この条において「災害等の緊急事態」という。）に対処するため、市長が必要と認める場合において、市長から医療に関する業務その他災害等の緊急事態の対処に必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施するものとする。

2 法人は、災害等の緊急事態に対処するため必要な救助等を自ら行うものとする。

（業務方法書）

第20条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金、出資及び資産

（資本金等）

第21条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により長崎市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。

2 法第66条の2第1項に規定する承継される権利に係る財産のうち資産に係る土地は、別表第1のとおりとする。

3 長崎市から法人に対し譲渡される財産のうち資産に係る建物は、別表第2のとおりとする。

第5章 雑則

（解散に伴う残余財産の帰属）

第22条 法人が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は長崎市に帰属させる。

（規程への委任）

第23条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関

し必要な事項は、規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、長崎県知事の認可のあった日から施行する。

附 則

この定款は、平成 28 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 2 1 条関係)

地 番	面 積
長崎市新地町 7 6 番	1 1 , 0 1 7 . 7 2 平方メートル
長崎市新地町 7 6 番 2	
長崎市新地町 7 7 番	
長崎市新地町 7 8 番	
長崎市新地町 7 9 番	
長崎市新地町 8 0 番	
長崎市新地町 8 1 番	
長崎市新地町 8 2 番	
長崎市新地町 8 3 番	
長崎市新地町 8 4 番 1	
長崎市新地町 8 5 番 1	
長崎市常盤町 2 番 5	
長崎市常盤町 2 番 9	
長崎市常盤町 2 番 1 0	
長崎市常盤町 2 番 1 1	
長崎市常盤町 3 番 1	
長崎市常盤町 4 番 2	

別表第 2 (第 2 1 条関係)

名 称	所 在 地	延べ面積
長崎市立市民病院	長崎市新地町 6 番 3 9 号	1 8 , 9 1 8 . 9 0 平方メートル